

分担金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人男女共同参画学協会連絡会（以下「本連絡会」という）の定款第7条の規定に基づき、分担金に関する事項を定める。

(分担金の基本的考え方)

第2条 本連絡会の活動にかかる経費を事業年度ごとに会員で分担負担する。

(分担金の額)

第3条 各学協会の分担額は、以下の額とする。

会員数 1万人を超える正式加盟学協会会員	4万円
会員数 5千人を超え1万人以下の正式加盟学協会会員	2万円
会員数 1千人を超え5千人以下の正式加盟学協会会員	1.5万円
会員数 1千人以下の正式加盟学協会会員	1万円
オブザーバー学協会会員	1万円

2 個人会員、名誉会員は会費を徴収しない

(分担金の納入時期)

第4条 分担金の納入については、3月末に請求書を発行し、5月末までに前年11月1日から当年10月31日分の納付を行うものとする。

2. 分担金負担額の起算は前年11月1日の会員数により決定する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、運営委員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人男女共同参画学協会連絡会としての登記の日から適用する。

附 則

この改正は総会で議決された日（令和4年3月29日）から施行する。